

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年1月7日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、東広島地域事務所建設局竹原支局（以下「竹原支局」という。）の〇〇管理係長（以下「担当係長」という。）が、平成15年5月7日、同月12日及び同年10月31日に行った現地調査のうち竹原市吉名町に係る資料（調査結果を含む）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、平成15年5月12日及び同年10月31日に担当係長が竹原市吉名町で行った現地調査に関する資料については、現地の状況を撮影した写真を特定し行政文書開示決定を行い、平成15年5月7日に行った現地調査のうち竹原市吉名町に係る資料（以下「本件対象文書」という。）については、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年1月21日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月26日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 竹原支局は、担当係長が現地調査をする場合においても、現地調査に関する資料（調査結果を含む）を作成していないと公文書に明記するなど、まるで素人が現地を見に行くという感覚の行政（具体的な資料に基づく現地での実地確認をするために出張するという意識ではない。）をしているとでもいうのであろうか。

常識的には存在すると考えられる文書を隠匿している疑義があることから、開示請求書に記載した文書の全てを速やかに開示するよう要求する。

- (2) 該当する文書がないということは、現地調査と言う出張の目的は名ばかりで、実際は現地を見に行っただけで結果も記録する必要はないという裁量権の乱用を前提とした県政を長年にわたって継続しているものと解釈せざるを得ない。
- (3) 竹原支局は具体的な調査先を明らかにしていないが、現地調査の場所が峠地区の橋設置申請の場所であるとした場合は、担当係長自らが現地調査を軽視し、進入路の幅員や護岸の高さ、近くにある橋としての峠橋の現状（危険な段差と鋭角な進入路との接合部分）などの事実関係を正確に把握する重要性を認識することなく、抽象的な自らの感覚のみで裁量権を乱用したことになり、当該不誠実な行政に対して強く抗議する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

現地調査に関する文書としては、職員の旅費に関する条例（昭和28年条例第23号）第4条第4項に基づく旅行命令簿の確認用の復命書が考えられる。このため、担当係長が、平成15年5月7日に竹原市吉名町で現地調査を行った際の旅行命令簿を調べたところ、旅行の確認は公用車運転日誌で行っており、現地調査に関する資料や記録は存在しなかった。

竹原支局は、管内の道路、河川、港湾・漁港、海岸、砂防・急傾斜地等の整備及び維持管理を主たる業務としているため、現地調査は日常的に行っており、現地調査に関する資料や記録の作成は、個別の事案に則してその必要性を判断している。したがって、現地調査の全てにおいて、資料の作成や調査結果の記録を行っているものではない。平成15年5月7日に、担当係長が竹原市吉名町で行った現地調査は、現地の状況を目視により確認したもので、特段の必要性が認められなかったため、異議申立人が主張するような資料等は作成していない。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、竹原支局の担当係長が平成15年5月7日に行った竹原市吉名町の現地調査（以下「本件現地調査」という。）に関する資料である。

当審査会において、本件現地調査に係る旅行命令簿（以下「本件旅行命令簿」という。）を見分したところ、用務は「現地調査」とされ、用務地欄には「竹原市吉名町」と記載されているが、それ以上の詳細な調査目的や箇所は記載されていない。

また、出張後、旅行の確認を受けた旨を旅行命令簿に記載することとされ、確認の方法については、「1復命書 2業務日誌 3公用車運転日誌 4会議資料 5その他」のうち、該当する番号を○で囲むこととされているが、本件旅行命令簿は「3」（公用車運転日誌）によって確認されたことが記載されている。

実施機関は、本件対象文書を作成又は取得していないため不存在であるとする本件処分を行った。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 本件現地調査に関する資料としては、まず、本件現地調査の復命書や報告書の類いが該当すると考えられる。異議申立人は、現地を見に行っただけで結果を記録していないとは考えられない旨主張し、これに対して、実施機関は、竹原支局では現地調査を日常的に行っており、現地調査に関する資料や記録の作成については、個別の事案に則してその必要性を判断しており、本件現地調査は現地の状況を目視により確認したもので、特段の必要性が認められなかったため本件対象文書を作成していない旨説明する。
- (2) 上記1のとおり、本件旅行命令簿に記載された旅行の確認方法が、復命書や業務日誌などではなく「公用車運転日誌」とされていることからすると、担当係長は復命書等を作成していないことが推測される。また、上記1のとおり、本件現地調査の詳細な場所、目的等は明らかではないが、担当係長が現地の状況を目視により確認したものであれば、実施機関が特段調査結果を記録しておく必要がないと判断したとしても特段不自然ではない。
- (3) また、異議申立人は、本件現地調査の場所が特定の橋の設置申請場所であれば、進入路の幅員等事実関係を把握し記録しているはずである旨も主張しているが、仮に本件現地調査が当該箇所調査であったとすれば、当審査会が入手した別の資料によると、本件現地調査の5日後の平成15年5月12日に担当係長が当該箇所付近の計測等を行い、写真撮影をしているのであるから、本件現地調査は計測等の具体的な調査を目的とするものではなかったことが推測される。
- そうすると、本件現地調査の結果を記録した文書を作成していなくても不自然ではない。
- (4) なお、異議申立人は、異議申立書で（本件対象文書が不存在であるということ）「具体的な資料に基づく現地での実地確認をするために出張するという意識ではない。」と主張しているため、異議申立人は本件現地調査に持参した資料も請求内容に含まれると主張していると思われる。
- ところで、本件請求は本件現地調査に関する資料の開示を求めるものであるため、本件現地調査に関して作成又は取得した資料が本件対象文書に該当すると解される。このため、担当係長が本件現地調査のために資料を事前に作成するなどして持参していれば、それは本件対象文書に該当するであろうが、そのような資料の存在をうかがわせる事情はない。また、仮に本件現地調査に既存の資料や図面等を持参していたとしても、本件請求の内容からして、実施機関がそれらについて本件対象文書に含まれると解さなくても不合理ではない。
- (5) したがって、本件対象文書について不存在とした本件処分は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 3. 10	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
22. 1. 13	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
22. 3. 31	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 9. 29	・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 10. 7	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 12. 22 (平成 26 年度第 9 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
27. 1. 29 (平成 26 年度第 10 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授